

■ 180日を超える入院について

当院では、入院医療の必要性が低く、患者様の事情により長期にわたり一般病棟に入院している場合（難病患者等入院診療加算を算定する場合等を除く）は、180日を超えた日より、入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、以下の金額をご負担いただきます。

・急性期一般入院料2：1日につき 2,717円（税込）